

告 示

埼玉県告示第十二号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和元年五月十四日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
20 ト	03E012331	六	船舶	平成三十年十月一日
	03E012334			平成三十一年三月三十一日
	03E012336			
	03E012337			
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称				
八潮市大字古新田九一				
東京ポート株式会社大場川サービスセンター				
免税証を交付した事務所		亡失年月日		
埼玉県自動車税事務所		平成三十一年三月二十日		